

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.15
【根拠条文】	法第27条の26第2項第2号
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ユービーエス・エイ・ジー（銀行） 日本における代表者 山田 真資
【住所又は本店所在地】	〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi Oneタワー
【報告義務発生日】	令和4年8月15日
【提出日】	令和4年8月19日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合の1%以上の減少 単体の株券等保有割合が1%以上減少

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	恵和（株）
証券コード	4251
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所PRM

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ユービーエス・エイ・ジー（銀行）
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町1丁目2番1号 Otemachi Oneタワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	昭和53年2月28日
代表者氏名	山田 真資
代表者役職	日本における代表者
事業内容	銀行業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ユービーエス・エイ・ジー（銀行） コンプライアンス部 増田 真由美
電話番号	03-5208-6052

## (2)【保有目的】

当行ロンドン支店における中期的なディーリング目的による保有。
--------------------------------

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	345,013		

新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	345,013	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		14,200
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		330,813
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和4年8月15日現在）	V	9,628,714
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		3.44
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		5.15

## （４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>機関投資家5名から38,685株借株。 UBS証券株式会社から428株借株。 機関投資家1名に5,400株貸株。 UBS Europe SEに14,200株貸株。 機関投資家5名に250,500株担保差し入れ。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2【提出者（大量保有者） / 2】

## （１）【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	UBS Europe SE
住所又は本店所在地	Bockenheimer Landstrasse 2-4, 60306 Frankfurt am Main
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	昭和59年1月4日
代表者氏名	Novakovic Christine
代表者役職	Chief Executive Officer
事業内容	銀行業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ユービーエス・エイ・ジー（銀行） コンプライアンス部 増田 真由美
電話番号	03-5208-6052

## (2) 【保有目的】

UBS Europe SEにおける中期的なディーリング目的による保有。
-------------------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	14,200		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 14,200	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		

保有株券等の数（総数） （0+P+Q-R-S）	T	14,200
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U	

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和4年8月15日現在）	V	9,628,714
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		0.15
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		0.23

## （４）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

UBS AG London支店から14,200株借株。 機関投資家1名に14,200株担保差し入れ。
-------------------------------------------------------

## 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

## 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

## 1【提出者及び共同保有者】

- (1) ユービーエス・エイ・ジー（銀行）
- (2) UBS Europe SE

## 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

## (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	359,213		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 359,213	P	Q

信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R	
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S	14,200
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T	345,013
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U	

（２）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和4年8月15日現在）	V	9,628,714
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		3.58
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		5.38

（３）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
ユービーエス・エイ・ジー（銀行）	330,813	3.44
U B S Europe S E	14,200	0.15
合計	345,013	3.58